

平成 23 年度 税制改正（租税特別措置）要望事項（拡充）

（外務省）

制度名	租税条約の締結促進		
税目			
要望の内容	租税条約ネットワークの拡大に向けて、関係省庁間の連携をより一層強化し、租税条約の締結促進に努める。		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	—	
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>租税条約ネットワークの拡充に向けて、関係省庁間の連携をより一層強化し、租税条約の締結促進に努める。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>租税条約は、企業等が利益を稼得した国（源泉地国）とその所在地国（居住地国）で同一の利益に課税されることで生じる二重の税負担（二重課税）の回避、税務当局間での納税者情報の交換等のための重要な経済インフラである。我が国は 48 の租税条約（59 カ国・地域に適用、平成 22 年 8 月現在）を有しており、我が国の対外直接投資の約 9 割が、既に租税条約を締結している国に対するものとなっている。</p> <p>しかし、企業等の経済活動が急速にグローバル化した現在において、健全な投資・経済交流をより一層促進するためには、既存の租税条約ネットワークでは十分と言えるものではなく、未締結国と新たな租税条約を締結すること、既存の租税条約の改正によりその内容を充実させていくことが重要となっている。</p> <p>また、租税条約ネットワークを拡充することは、我が国政府当局にとって、租税に関する情報交換等を実現することが可能となるなど、脱税・租税回避の防止、適正な課税の確保等のメリットが認められることとなる。</p> <p>【参考 1】平成 22 年度税制改正大綱(平成 21 年 12 月 22 日閣議決定)(抜粋) 「租税条約については、今後とも我が国経済の活性化や我が国課税権の適切な確保に資するよう、我が国の経済構造及び国内法制、国際課税を巡る状況等を勘案しつつ、そのネットワークの迅速な拡充に努めます。」</p> <p>【参考 2】「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定) 「租税条約、社会保障協定、投資協定の締結促進（特に租税条約ネットワークの拡充）」</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	
		政 策 の 達 成 目 標	
		租 税 特 別 措 置 の 適 用 又 は 延 長 期 間	
		同 上 の 期 間 中 の 達 成 目 標	
	有 効 性	政 策 目 標 の 達 成 状 況	
		要 望 の 措 置 の 適 用 見 込 み	
		要 望 の 措 置 の 効 果 見 込 み (手 段 と し て の 有 効 性)	
	相 当 性	当 該 要 望 項 目 以 外 の 税 制 上 の 支 援 措 置	
		予 算 上 の 措 置 等 の 要 求 内 容 及 び 金 額	
		上 記 の 予 算 上 の 措 置 等 と 要 望 項 目 と の 関 係	
要 望 の 措 置 の 妥 当 性			

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	
	<p>前回要望時の達成目標</p>	
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>		